

(参考資料)

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ（令和7年度版）

令和7年6月

水産庁

目 次 (1/2)

本資料について	1
＜海業に関するご相談＞	
海業振興総合相談窓口（海業振興 コンシェルジュ）	2
＜海業の展開に必要な調査＞	
海業の展開に必要な調査の実施や計画を策定したい	5
既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	9
＜漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等＞	
既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	10
漁港用地を再編・整序、漁港施設を再編・整理したい	10
共同利用施設を再編・整理したい	11
＜ビジネス導入・創出・継続＞	
ビジネスを展開したい	12
業務改善をしたい	15
事業継承をしたい	16
地域の魅力を発信したい	17
＜経営改善、人材育成＞	
人材を確保したい	18
人材を育成したい	22
専門家に相談したい	23
＜観光業との連携＞	
観光業と連携して交流人口を増やしたい	24
＜デジタル化＞	
デジタルを活用して業務を効率化したい	28
デジタルを活用してビジネスを展開したい	29
＜金融＞	
金融サポートを受けたい	30

目 次 (2/2)

<税制>

税制の優遇措置を受けたい	41
--------------------	----

<活動支援>

■釣り、マリンレジャー等

釣り、マリンレジャー、マリンスポーツ等に取り組みたい	42
----------------------------------	----

クルージング、釣り等のマリンレジャー振興に取り組みたい	43
-----------------------------------	----

■飲食、販売、加工

飲食事業、販売事業、加工品開発・製造に取り組みたい	44
---------------------------------	----

■漁港を利用した増養殖

漁港及びその周辺で増養殖に取り組みたい	46
---------------------------	----

■渚泊、体験等

渚泊や体験活動等に取り組みたい	48
-----------------------	----

<施設整備>

■海釣り、マリンレジャー等

漁港に釣りやプレジャーボート等の受入施設を整備したい	52
----------------------------------	----

漁村への交通手段を確保したい	54
----------------------	----

■飲食、販売、加工

飲食事業、販売事業、加工品開発・製造のための施設を整備したい	55
--------------------------------------	----

■漁港を利用した増養殖

漁港の水域で増養殖環境を整備したい	57
-------------------------	----

漁港周辺で陸上養殖・種苗生産の施設を整備したい	59
-------------------------------	----

■渚泊、体験等

宿泊施設や体験施設を整備したい	61
-----------------------	----

漁村の伝統文化、景観に関する施設を整備したい	64
------------------------------	----

本資料について

漁村では、全国平均を上回る速さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題となっています。豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業(うみぎょう)※の振興により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図るため、水産庁では令和4年3月に策定した水産基本計画、漁港漁場整備長期計画において、海業等の振興を位置付けたところです。

本資料は、これから海業に取り組む民間企業、個人の方や海業を推進する漁業協同組合や地方公共団体の参考となるよう、海業に取り組む際に関連すると考えられる施策をまとめたものです。掲載している施策は海業自体を目的として実施するものだけではなく、漁村がある沿岸市町村で、海や漁村の地域資源を活用した取組を支援する施策やそのような取組を推進する市町村等が活用可能な施策を幅広く掲載しています。

また、各施策の概要の資料を別冊でまとめているので、ご不明な点等がありましたら、次頁記載の「海業振興総合相談窓口」、または各施策に記載の担当者までお問い合わせください。

※海業(うみぎょう)とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。

海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。

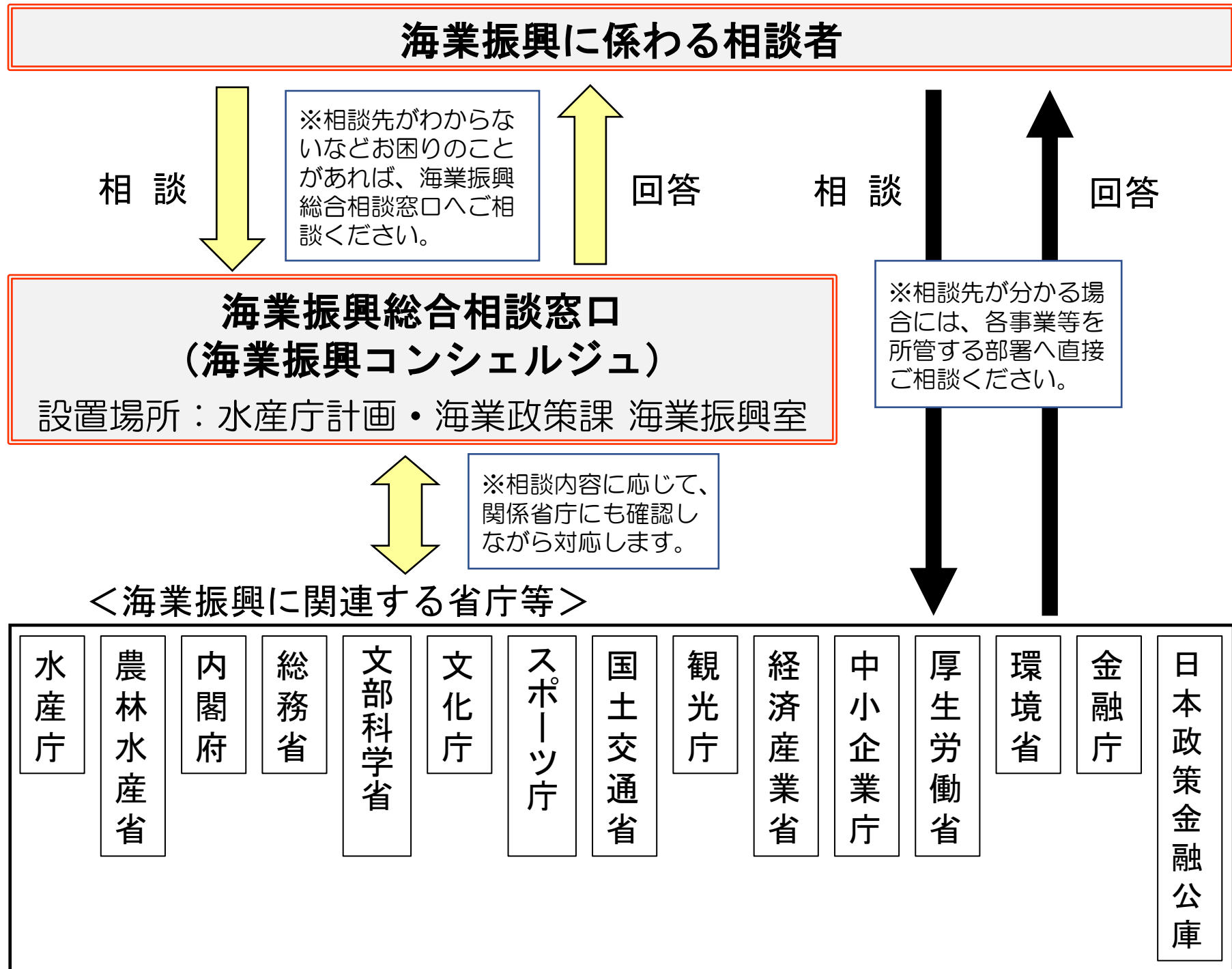
本窓口は、海業振興に取り組む方であれば、誰でもご利用頂けます。

- ① 漁業協同組合、民間事業者の方
（漁業、水産加工、増養殖、観光、外食、海洋レクリエーションなど産業）
- ② 漁港管理者、市町村などの地方公共団体
- ③ 観光協会、商工会議所、NPOなどの地域団体
- ④ 海業振興に携わるコンサルタント など

相談内容についても、以下に示す事項をはじめ、漁港やその周辺の漁業地域における海業振興に係る相談事項であれば、何でもご相談ください。

- ・漁港の利活用制度、計画に関すること。
- ・漁港の利用調整に関すること。
- ・漁港利用のマッチング、サウンディングに関すること。
- ・海業振興に関する各種支援制度（他省庁ものを含む。）に関すること。
- ・海業振興に関する取組事例に関すること。

相談から回答の流れ



ご相談の方法、留意事項

【ご相談の方法】

- ・ 相談は「電話相談」、「メール相談」、「オンライン相談」にて受け付けております。
- ・ 相談窓口電話番号は、03-6744-2407(水産庁計画・海業政策課 海業振興室)です。
- ・ 相談窓口メールアドレス:umigyo-shinkou[アットマーク]maff.go.jp
※ メールの送信は、[アットマーク]を@に置き換えて行ってください。

【メール相談の場合に当たっての留意事項】

- ① 件名は「【海業振興に係る相談】〇〇〇〇〇について」と記載してください。
- ② メールには以下を記載してください。
相談箇所(漁港名、漁業地域名等)
相談内容
回答希望日(メールの場合は、回答までに2週間から1ヶ月程度の期間が必要です)
相談者名(漁港管理者、事業主体等)
連絡先(メールアドレス、電話番号等。相談のやりとりはメールを基本とします。)
- ③ 必要に応じて参考となるファイルを添付してください。
- ④ メール受信後、「海業振興総合相談窓口」の方で内容を確認し、相談受付の旨返信いたします。

【オンライン相談の場合に当たっての留意事項】

オンライン相談に先立って、予約を行って頂く必要があります。まずは、相談窓口メールアドレスへオンライン相談希望のメールを送付して頂き、相談日時の調整を行ってください。

海業の展開に必要な調査(1)

海業を展開に必要な調査については、以下の支援があります。

海業の展開に必要な調査の実施や計画を策定したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能※	担当者連絡先	別冊掲載ページ
マーケティング調査、事業計画に関する調査、地域資源の発掘・磨き上げ調査、受け入れの環境作り、取組に係る環境調査	海業振興支援事業	漁港施設等活用事業の活用を促進するため、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等のモデルづくりや、地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。	民間事業者、都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合又は漁業共同組合等が組織する団体等	定額(上限あり)	△※1	水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班 TEL:03-3506-7897	P.1
地域の現状・実態の把握	地域経済分析システム(RESAS)による地方版総合戦略支援事業	地方公共団体等の地方創生の担い手に対して、RESAS等の普及・活用の促進を行う。 海業においては、漁村の活性化に向けた計画等の策定の際に、地域の人口構成や産業構造、漁港近隣施設の訪問者情報等の地域の特徴に関する現状分析をグラフ等で分かりやすく見える化した情報支援が可能。	地方公共団体、金融機関、商工団体、観光地域づくり法人(DMO)等	○RESAS-Portal(https://resas-portal.go.jp/) ・RESAS-Portalでは、全国各地のデータ活用事例や地域課題分析ナビゲーションを掲載。地域課題分析ナビゲーション(RESAS-Portalに掲載)では、地域の課題に基づいたデータ分析の流れや基礎知識を案内している。 ○データ分析セミナー(https://www.chisou.go.jp/sousei/resas/dataseminar.html) ・オンラインで地域経済に関するデータ分析手法や活用事例を学ぶことのできるセミナーを開催。 ○研修活動 ・講義やグループワークによる研修、地方公共団体等の政策立案におけるEBPMをサポートするワークショップ、データ利活用を学ぶコンテストを実施。	○	内閣府地方創生推進室ビッグデータチーム TEL:03-3581-4541	P.4 P.5

※個人または民間企業が活用可能・・・個人または民間企業が施策を活用可能である場合に○を記載しています。他の表においても同様です。

※1(民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

海業の展開に必要な調査(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
文化芸術資源の活用	歴史的風致維持向上計画の認定制度	地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。	地方公共団体(市町村)	歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 ○社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援 ○社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援 ○社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%) ○景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援 ○歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援		文化庁文化資源活用課 TEL:075-451-9668 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL:03-3502-6004 国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室 TEL:03-5253-8954 ※各事業については、国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室までお問い合わせください。	P.6

海業の展開に必要な調査(3)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
水域・陸域の有効利用等の調査	広域浜プラン緊急対策事業のうち広域浜プラン実証調査事業	広域浜プランに基づく機能統合・再編による漁協の経営・事業改善に向けた取組等を促進するために必要となる、漁港内の水域・陸域の有効利用や漁港機能の高度化を図るための調査等を支援。	広域水産業再生委員会	定額		水産庁防災漁村課 推進班 TEL:03-6744-2392	P.7
漁港機能の再編分担、有効活用に関する調査、総合整備計画の策定	漁港機能増進事業（補正予算については水産業競争力強化漁港機能増進事業）	漁港ストックの利用適正化を推進するために必要な漁港の利活用の課題・問題点、将来像、漁港の機能の再編分担及び有効活用の基本方針等に関する調査及び総合整備計画の策定を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班(機能増進T) TEL:03-3502-8491	P.8
基盤整備の事業化に必要な調査	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	観光振興等の地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を実施。	地方公共団体等	1/2以内		国土交通省国土政策局地方政策課調整室 TEL:03-5253-8360	P.9

海業の展開に必要な調査(4)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
地方創生に資する取組を支援	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

海業の展開に必要な調査(5)

漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等については、以下の支援があります。

既存漁港施設(用地、水域を含む)を海業のために活用したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
—	漁港施設等活用事業	漁港の漁業上の利用に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に推進するスキーム。民間事業者等は、漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、創意工夫を活かした事業を、行政財産の貸付けや漁港水面施設運営権の設定等を受けて、長期安定的に実施することが可能。	—	—		水産庁計画・海業政策課 海業企画班 TEL:03-6744-2407	P.10
財産処分	財産処分に係る手続きに関する相談	漁港関係補助事業で整備した施設を、施設毎に定められた処分制限期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す場合には、財産処分の手続きが必要。	—	—		水産庁計画・海業政策課 管理班 TEL:03-3506-7897	—

漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等(1)

漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等については、以下の支援があります。

漁港の区域内の水域を海業のために活用したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
-	漁港水面施設運営権	漁港管理者が、漁港施設等活用事業を実施する民間事業者に、漁港の区域内の水域を長期安定的に活用する権利を保障するためのもの。漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する物権的権利。	-	-		水産庁計画・海業政策課 海業企画班 TEL:03-6744-2407	P.11

漁港用地を再編・整序、漁港施設を再編・整理したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
漁港用地、漁港施設の再編等	水産基盤整備事業	水産物の生産・流通機能の効率化や最大化を図ることを目的として、水産加工場等の水産業関連施設が確実に立地することが見込まれる区画について、漁港総合利用・運営計画に基づく既存の漁港施設・用地の再編・整序(民地と公共用地の一体的な区画の整理、施設の撤去、新規施設の整備等)の実施が可能。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画・海業政策課計画班 TEL:03-6744-2387	P.12
漁港用地、漁港施設の再編等	【再掲】漁港機能増進事業(補正予算については水産業競争力強化漁港機能増進事業)	漁港の機能再編のため、用地の区画整理・整備・嵩上げ・舗装等を支援(支障物件の撤去については用地整備と一体的に行う場合に限る)。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画・海業政策課海業・利用調整班(機能増進T) TEL:03-3502-8491	P.8

漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等(2)

共同利用施設を再編・整理したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者 連絡先	別冊掲載ページ
共同利用施設の再編・整理	水産業競争力強化緊急施設整備事業	競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備等を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁防災漁村課構造改善施設班 TEL:03-6744-2391	P.13

ビジネス導入・創出については、以下の支援があります。

ビジネスを展開したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
事業立ち上げ支援	ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)	産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)」により、自治体が民間事業者の初期投資費用に対して行う補助を支援。	都道府県、市区町村	原則1/2(上限2,500万円)		総務省地域力創造グループ 地域政策課 TEL:03-5253-5523	P.14
農山漁村における起業促進	農山漁村振興交付金(地域資源価値創出対策)のうち地域資源活用・地域連携サポート事業	起業促進プラットフォーム「INACOME(イナカム)」を基盤とした次の取組を実施。 (1)ビジネスコンテストの開催 (2)起業支援ウェブセミナーの開催 (3)地域課題の解決を望む地方公共団体等と起業家とのマッチング 等	農林漁業者の組織する団体、 商工業者の組織する団体、 第三セクター、民間事業者、 公益社団法人、公益財団法人、 一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人、 企業組合、事業協同組合、 国立大学法人、公立大学法人、 学校法人、独立行政法人、 地方独立行政法人、コンソーシアム、 特認団体又は都道府県	定額(上限あり)	○	農林水産省農村振興局都市農村交流課 TEL:03-6744-2497	P.15
輸送コスト支援 設備投資・ 運転資金支援	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、①農水産物(生鮮品)全般の移出、原材料等(飼料、氷、箱など)の移入に係る輸送コストの低廉化や②民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金等を支援。	①民間事業者等 ②民間事業者等	①交付率 6/10 ②交付率 5/10 創業支援:事業費上限600万円 事業拡大:事業費上限1,600万円 (運転資金のみの場合1,200万円)	○	内閣府総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室 TEL:03-6257-3794、03-6257-1713	P.16

ビジネス導入・創出・継続(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者 連絡先	別冊掲載ページ
小規模事業者支援	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等が商工会・商工会議所の支援を受けながら経営計画を作成し、その計画に基づき行う販路開拓の取組を支援	小規模事業者等	①補助率 2/3 ②50万円(一般型通常枠)・200万円(創業型) ・インボイス発行事業者に転換する事業者が申請する場合は、補助上限額を50万円上乘せ(一般型通常枠・創業型) ・事業者が賃金引上げ特例を活用した場合は、補助上限額を150万円上乘せ(一般型通常枠のみ)	○	(中小企業庁) 小規模事業者持続化補助金事務局 下記HPをご確認ください。 小規模事業者持続化補助金事務局 商工会地区 (https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/) 商工会議所地区 (https://r6.jizokukahojokin.info/)	P.17
地域経済に貢献する事業に対する支援等	地域未来投資促進法による支援等	地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等を措置。	地域経済牽引事業計画の承認を都道府県から受けた事業者	—	○	経済産業省経済産業政策局 地域経済産業政策課 TEL:03-3501-1697	P18 P19 P20

ビジネス導入・創出・継続(3)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
中小企業・小規模事業者等	ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析(中小企業実態調査委託費)	「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」令和6年3月1日を踏まえ、令和6年度「地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業」において開発するインパクト評価ツールの普及を図るとともに、地域中間支援者が主体となり、ゼブラ企業に対する経営資源の循環を作り出すエコシステム定着のあり方について調査・分析を実施する。	地域課題解決事業に取り組む中小企業等	委託	○ (複数の主体が連携する事業であれば、民間企業・個人でも活用可能)	中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム TEL:03-3501-1816	P.21
中小企業・小規模事業者等	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業等が取り組む革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓等を行うための設備投資等を支援。	中小企業者、小規模事業者等	①補助率:1/2又は2/3 ※最低賃金引き上げに係る特例を適用した場合は補助率を2/3に引き上げ ②補助上限: 750万円～4,000万円 ※補助上限や補助率は申請枠や従業員数等によって異なる。	○	中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム TEL:03-3501-1816	P.17

業務改善をしたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
生産性向上に資する設備投資等	業務改善助成金	事業場内で最も低い労働者の時間当たり賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った中小企業・小規模事業者について、その設備投資等にかかった費用の一部を助成。	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場	4/5、3/4 ※事業場内最低賃金が低い事業場、生産性要件を満たす事業者は助成率を引上げ ※助成上限額はコース区分、引き上げる労働者数、事業場規模によって変化	○	厚生労働省労働基準局賃金課賃金・退職金制度係 TEL:03-3502-6758	P.22
輸送コスト支援 設備投資・運転資金支援	【再掲】 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、①農水産物(生鮮品)全般の移出、原材料等(飼料、氷、箱など)の移入に係る輸送コストの低廉化や②民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金等を支援。	①民間事業者等 ②民間事業者等	①交付率 6/10 ②交付率 5/10 創業支援:事業費上限600万円 事業拡大:事業費上限1,600万円 (運転資金のみの場合1,200万円)	○	内閣府総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室 TEL:03-6257-3794、03-6257-1713	P.16

事業継承をしたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
事業承継	事業承継・M&A補助金	事業承継・M&Aに際し、設備投資等や、M&A・PMIの専門家活用費用等を支援する。	事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業者等及び、事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業者等 ※組合は含まれない	①事業承継促進枠 補助率:1/2・2/3 補助上限:800万円～1,000万円以内(※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ) ②専門家活用枠 補助率:1/3・1/2、2/3 補助上限:600万円～800万円(※100億企業要件を満たす場合は買い手のみ補助上限が2,000万円となる) ③PMI推進枠 補助率:1/2・2/3 補助上限:①PMI専門家活用類型150万円②事業統合投資類型800万円～1,000万円以内(※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ) ④廃業・再チャレンジ枠 補助率:1/2・2/3 補助上限:150万円	○	中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-1511	P.17

地域の魅力を発信したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
藻場・干潟等沿岸域の保全・再生、地域資源の活用による好循環の創出、多様な主体者との連携	戦略的「令和の里海づくり」基盤構築事業	本事業は、事前に計画を作成した上で、藻場・干潟等の保全・再生・創出において着実に成果を創出するとともに、地域特有の手法により地域資源を活用することで、保全と利活用の好循環を実現するための里海づくりの基盤構築を、地域団体とともに戦略的に目指す当該事業を実施いたします。(令和7年度)	地方公共団体、協議会、NPO法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体(令和7年度事業)	公募の上、選定事業について請負業務で実施(請負者と選定団体との間で上限600万円として請負契約を締結)(令和7年度事業)		環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室 TEL:03-5521-8317	P.23
地方創生に資する取組を支援	【再掲】新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

経営改善、人材育成(1)

経営改善、人材育成については、以下の支援があります。

人材を確保したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
雇用創出	地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。	都道府県、市町村	特別交付税措置		総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL:03-5253-5394	P.24 P.25
雇用創出	特定地域づくり事業協同組合制度	地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業をはじめ、地域の担い手不足に対処する必要があることから、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援。	事業協同組合	特定地域づくり事業推進交付金 組合運営費の1/2の範囲内 (対象経費の上限額) ①派遣職員人件費 400万円/年・人 ②事務局運営費 600万円/年	○	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL:03-5253-5533	P.26
雇用創出	地域雇用開発助成金	地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域において事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成。	事業主	定額(上限あり)	○	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課 TEL:03-3593-2580	P.27 P.28

経営改善、人材育成(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
雇用創出	地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援。	地域雇用創造協議会	委託	○	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課 TEL:03-3593-2580	P.29
雇用促進	プロフェッショナル人材事業	45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月から本格稼働。地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、企業を個別に訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」にて、デジタル人材の確保を効果的に促進する「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」内の中心的施策として位置づけられており、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。その上では、専門人材の常勤雇用だけでなく、東京圏などの都市部の大企業をはじめ、地域のスタートアップ企業も含めた幅広い企業に対し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。	地域企業	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)による道府県の行うプロフェッショナル人材事業への支援 補助率:事業費の1/2 (ただし、プロフェッショナル人材戦略拠点の体制拡充事業に要する経費に対する補助率は最大で10/10、地域企業の副業・兼業人材の初回活用を促進することを目的とした補助事業に要する経費に対する補助率は最大で8/10)	○	内閣府地方創生推進室 TEL:03-6257-1412	P.30

経営改善、人材育成(3)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
離島での雇用推進	特定有人国境離島漁村支援交付金	特定有人国境離島地域において漁業集落の社会維持を図るため、漁業・海業により雇用機会の推進を図るための取組を支援。	漁業集落	定額		水産庁防災漁村課 漁村企画班 TEL:03-6744-2392	P.31
人材マッチング	地域企業経営人材マッチング促進事業	株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)に人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」を整備し、地域金融機関を仲介役として大企業人材と地域の中堅・中小企業とのマッチングを支援する。	レビキャリアを活用して経営人材を獲得した地域企業	年収に応じて算出された給付金額 ①転籍:上限450万円 ②兼業・副業・出向:200万円	○	金融庁監督局総務課人材マッチング推進室 TEL:03-6891-0960	P.32
地方公共団体と民間企業のマッチング機会創出	サテライトオフィスの誘致を推進する取組に係る支援	地方における雇用機会の創出や移住定住の促進、新しい産業の創出に向けて、サテライトオフィスの誘致に取組む地方自治体に対し、必要な支援等を実施。	都道府県、市町村	特別交付税措置 1団体当たり上限1,000万円 ※措置率0.5×財政力補正		総務省地域力創造グループ地域自立応援課 TEL:03-5253-5392	P.33
都市からの雇用受入	地域活性化起業人	市町村が、三大都市圏等に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。(令和7年度から、企業を退職したシニア層を対象とする「地域活性化シニア起業人」を創設するとともに、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員を他県の三大都市圏外の市町村に派遣する場合も対象として拡大)	市町村	特別交付税措置 ① 企業派遣型 (上限590万円/人 等) ② 副業型・シニア起業人 (上限200万円/人 等)		総務省地域力創造グループ地域自立応援課 TEL:03-5253-5392	P.34 P.35 P.36

経営改善、人材育成(4)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
DMOの体制強化	世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業	全国の優良な観光地域づくり法人(DMO)の更なる体制の強化を支援することにより、世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進する(①外部専門人材の登用、②中核人材の確保及び育成、③-1 安定的な財源の確保のための計画の策定、③-2 宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催)。	観光地域づくり法人(登録DMO) ※地方公共団体が左記③に係る取組をDMOと共同して実施する場合も支援対象とする。	①上限1,500万円 ②上限500万円 ③-1 上限500万円、③-2 上限200万円	○	国土交通省観光庁観光地域振興課 観光地域づくり法人支援室 TEL:03-5253-8328	P.37
移住推進	地方創生移住支援事業	東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住先の地方公共団体が新しい地方経済・生活環境交付金を活用して、移住者に対し支援金を支給する。 令和7年度より、新たに、移住支援金の対象業種について、農林水産業に就業する者を追加した。	地方公共団体	新しい地方経済・生活環境交付金の第2世代交付金(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給 補助率:事業費の1/2	○	内閣府地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1413	P.38 P.39
地方創生に資する取組を支援	【再掲】新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

人材を育成したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
DMOの体制強化	【再掲】 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業	全国の優良な観光地域づくり法人(DMO)の更なる体制の強化を支援することにより、世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進する(①外部専門人材の登用、②中核人材の確保及び育成、③-1 安定的な財源の確保のための計画の策定、③-2 宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催)。	観光地域づくり法人(登録DMO) ※地方公共団体が左記③に係る取組をDMOと共同して実施する場合も支援対象とする。	①上限1,500万円 ②上限500万円 ③-1 上限500万円、③-2 上限200万円	○	国土交通省観光庁観光地域振興課 観光地域づくり法人支援室 TEL:03-5253-8328	P.37
国立公園の特徴・ストーリーを活かした自然体験コンテンツに求められるスキル獲得につながる人材育成	自然を活かす上質なツーリズム人材育成・地域作り支援事業	国立公園をはじめとした自然を有する地域社会の持続的発展が必要との認識の元、自然を活かし、社会や経済の課題も同時に解決する「上質なツーリズム」の実現を目指す人材の育成と地域作りを支援。	自然地域等	公募の上、研修対象地域(12地域)を選定し決定(令和6年度実績11地域)。		環境省国立公園課国立公園利用推進室 TEL:03-5521-8271	P.40
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

専門家に相談したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
外部専門家招聘	【再掲】 海業振興支援事業	漁港施設等活用事業の活用を促進するため、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等のモデルづくりや、地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を行うにあたって、外部専門家を招聘し、助言を得る。	民間事業者、都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合又は漁業共同組合等が組織する団体等	定額(上限あり)	△ ※1	水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班 TEL:03-3506-7897	P.1
外部専門家招聘	外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家(※総務省地域人材ネット登録者＝地域力創造アドバイザー)を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。	市町村	特別交付税措置 (民間専門家等活用:590万円/年、先進自治体職員(組織)活用:240万円/年)		総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 TEL:03-5253-5533	P.41
専門家派遣	地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業	登録DMO、候補DMOまたは地方公共団体に対して、インバウンドをはじめとした地域周遊観光・長期滞在促進に資する分野の専門家を派遣し、助言を行っていただくことで、地域では気付かれていない新たな魅力や課題の発掘、誘客戦略及び地域の観光関係者のスキル向上等を支援。	観光庁観光地域振興課 ※支援対象は登録DMO、候補DMO及び地方公共団体	○派遣要請を受けた専門家が地域を訪問(オンライン接続含む)し、支援対象へ助言を実施 ○専門家の派遣に関わる謝金・旅費を観光庁が負担(上限あり)	○	国土交通省観光庁観光地域振興課広域連携推進室 TEL:03-5253-8327	P.42
専門家派遣	【再掲】 農山漁村振興交付金(地域資源価値創出対策)のうち地域資源活用・地域連携サポート事業	都道府県サポートセンターにおいて、地域資源を活用した付加価値の創出に取り組む事業者等から相談を受け付け、アドバイス等を行うほか、専門家(プランナー)を派遣して経営改善等の取組を支援。また、都道府県サポートセンターに寄せられた相談のうち、特に重点的な支援が必要な案件や高度な対応が必要な案件を中央サポートセンターにて支援。	農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、コンソーシアム、特認団体又は都道府県	定額(上限あり)	○	農林水産省農村振興局都市農村交流課 TEL:03-6744-2497	P.15

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

観光業との連携(1)

観光業との連携については、以下の支援があります。

観光業と連携して交流人口を増やしたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
海業の事業化に必要な調査、実証	【再掲】 海業振興支援事業	漁港施設等活用事業の活用を促進するため、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等のモデルづくりや、地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。	民間事業者、都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合又は漁業共同組合等が組織する団体等	定額(上限あり)	△ ※1	水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班 TEL:03-3506-7897	P.1
外国人観光客の受入促進	クルーズ等訪日旅客の受入促進事業	クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指すとともに、港湾周辺等の魅力向上を図るため、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーションに要する経費の一部を補助する。	・港湾管理者 ・地方公共団体 ・民間事業者(登録DMO及び候補DMOを含む) ・クルーズ振興のための地域の協議会等	1/2以内	○	国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室TEL:03-5253-8673 海事局内航課TEL:03-5253-8625 海事局外航課TEL:03-5253-8619	P.43
訪日外国人旅行者等受入(地域が一体となって、観光を推進したい)	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。	・登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体(登録DMOまたは、地方公共団体)	調査・戦略策定:定額(上限1,000万円) その他:1/2等	○	国土交通省観光庁観光地域振興課広域連携推進室 TEL:03-5253-8327	P.44

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

観光業との連携(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
エコツーリズムの推進	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援。	地域協議会等	交付金(1/2)		環境省国立公園課国立公園利用推進室 TEL:03-5521-8271	P.45
エコツーリズムの推進	エコツーリズム大賞(環境大臣表彰)	エコツーリズムに取り組む事業者、団体、自治体などを対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介することで、全国のエコツーリズムに関連する活動の質的・量的向上及び情報交換等による関係者の連帯意識の醸成を図ることを目的とする。	環境省及び一般社団法人エコツーリズム協会の共催	受賞者を対象とした表彰式の実施、環境副大臣による表彰状の手交のほか、環境省HPや環境白書等への掲載による情報発信・広報	○	環境省国立公園課国立公園利用推進室 TEL:03-5521-8271	P.46
基盤整備の事業化に必要な調査	【再掲】官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	観光振興等の地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を実施。	地方公共団体等	1/2以内		国土交通省国土政策局地方政策課調整室 TEL:03-5253-8360	P.9
新たな交流市場創出に資する実証等の取組	新たな交流市場・観光資源の創出事業	・地域住民との交流や地域行事への参画等を通じた関係人口化(第2のふるさとづくり)や企業と地域の関係人口化の促進(企業版第2のふるさとづくり)など、新たな市場開拓に繋がる観光コンテンツの造成を支援。	民間企業、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)等	調査事業:定額(上限未定)	○	国土交通省観光庁観光資源課TEL:03-5253-8924	P.47
コンテンツ造成・販路開拓	地域観光魅力向上事業	将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施。	地方公共団体、DMO、民間事業者等	補助率:400万円まで定額(10/10)+400万円を超える部分については1/2 補助上限額:1,250万円	○	国土交通省観光庁観光資源課TEL:03-5253-8924	P.48

観光業との連携(3)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者 連絡先	別冊掲載ページ
海洋ごみ (漂流・漂着・海底ごみ)の回収・処理や発生抑制の推進	海岸漂着物等地域対策推進事業	都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。	地方公共団体等	・地域計画の策定 1/2 ・回収・処理事業、発生抑制対策事業 7/10～9/10		環境省水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室 TEL:03-5521-9025	P.49
スポーツツーリズム推進に係る観光コンテンツの創出	スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業	スポーツと地域資源を融合させた「スポーツツーリズム」等を通じ、交流人口の拡大、地域・経済の活性化を推進するため高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援	民間事業者等	定額(上限あり)		スポーツ庁参事官(地域振興担当)付地域振興班 03-6734-3931	P.50
スポーツツーリズム等のスポーツによる「まちづくり」の推進主体である地域スポーツコミッションの多角化	スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業	スポーツツーリズム等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッションの経営の安定や特に運営を担う人材の育成・確保(質的な向上)に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援	地方公共団体	定額(上限あり)		スポーツ庁参事官(地域振興担当)付地域振興班 03-6734-3929	P.51
「良好な環境」の保全が行われてきた地域における、インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用	良好な環境を活用した観光モデル事業	豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図るモデル事業を実施。(令和7年度)	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)・公益法人・NPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等(令和7年度事業)	公募の上、選定事業について請負業務で実施(請負者と選定団体との間で上限1,000万円として請負契約を締結)(令和7年度事業)		環境省水・大気環境局環境管理課環境創造室 03-5521-8298	P.52

観光業との連携(4)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

デジタル化(1)

デジタル化への対応については、以下の支援があります。

デジタルを活用して業務を効率化したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
ITツールの導入	IT導入補助金	業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援。	中小企業・小規模事業者等 (インボイス枠電子取引類型は大企業等も申請可能)	【通常枠】 補助上限額450万円、補助下限額 5万円(補助率1/2以内 ※最低賃金の近傍事業者は補助率2/3以内) 【インボイス枠 インボイス対応類型】 ITツール(※) 補助額50万円以下(補助率:3/4以内 ※ 小規模事業者の場合は補助率4/5以内) 同上 補助額50万円超350万円以下(補助率: 2/3以内) PC・タブレット等 補助上限額:10万円(補助率:1/2以内) レジ・券売機等 補助上限額:20万円(補助率:1/2以内) (※)会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト 【インボイス枠 電子取引類型】 インボイス対応の受発注ソフト 補助上限額350万円(中小企業等が申請者の場合は補助率2/3以内、大企業等が申請者の場合は補助率1/2以内) 【複数社連携IT導入枠】 (1)ITツール(※) 補助額50万円以下(補助率:4/5以内) 同上 補助額50万円超350万円以下(補助率:2/3以内) PC・タブレット等 補助上限額:10万円(補助率:1/2以内) レジ・券売機等 補助上限額:20万円(補助率:1/2以内) (※)会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト (2)消費動向等分析経費 補助上限額: 50万円×参加事業者数(補助率2/3以内) ((1)+(2)で補助上限額3,000万円) (3)事務費・専門家費 補助上限額:200万円(補助率:2/3以内) 【セキュリティ対策推進枠】 補助上限額150万円、補助下限額5万円(補助率:1/2以内、 ※小規模事業者の場合は補助率2/3以内)	○	(中小企業庁) IT導入支援事業 コールセンター TEL:0570-666-376	P.17

デジタル化(3)

デジタル化への対応については、以下の支援があります。

デジタルを活用してビジネスを展開したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者 連絡先	別冊掲載ページ
デジタル水産業戦略拠点に関する計画策定支援等	【再掲】浜の活力再生・成長促進交付金（浜の活力再生プラン推進等支援事業のうちデジタル水産業戦略拠点整備推進事業）	これまで資源管理、生産、加工・流通・消費のそれぞれの段階で実施されてきたデジタル化を面的に推進し、横展開していくことを目的に、デジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定等の支援を行う。	民間団体	定額		水産庁企画課 制度班 TEL:03-3592-0731	P.53

金融については、以下の支援があります。

金融サポートを受けたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
融資	新規開業・スタートアップ支援資金	新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方に、貸付利率等に特例を設けることで、幅広い方の創業を支援する融資制度。	新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方	■貸付機関 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫 ■貸付限度額 【日本公庫(国民生活事業)】7,200万円(うち運転資金4,800万円) ■貸付利率 基準利率 ※一定の要件に該当する場合には、基準利率より低い特別利率の利用が可能な場合がある。 ■貸付期間 設備資金 20年(うち据置期間5年以内) 運転資金 10年(うち据置期間5年以内)	○	(中小企業庁) 株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 TEL:098-941-1830	P18 P19 P20

金融(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
融資	創業支援貸付利率特例制度	これから創業する方や税務申告を2期終えていない方に利率の引き下げを通じて創業を支援する融資制度。	新規開業しようとする者または新規開業後税務申告を2期終えていない方	■ 貸付機関 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫 ■ 貸付限度額 【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度に規定する貸付限度額 ■ 貸付利率 各貸付制度に規定する貸付利率から0.65%を控除した利率 ただし、雇用の拡大が見込まれる場合は0.9%を控除した利率 ■ 貸付期間 各種融資制度に定める貸付期間以内 ご利用方法 申込み時に各機関に必要書類を提出してください。 必要書類については各機関にお問い合わせください。	○	(中小企業庁) 株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 TEL:098-941-1830	P18 P19 P20

金融(3)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
保証	創業関連保証制度	創業者(創業予定者を含む)が、創業または創業により行う事業の実施に必要とする資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証。	(1) 次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの ①事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの 等 (2) 以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの 等 等	■ 保証限度額 : 3, 500万円 ■ 保証期間 : 10年以内 ■ 据置期間 : 1年以内 ■ 金利 : 金融機関所定 ■ 保証料率 : 各信用保証協会所定 ■ 保証人 : 原則として、法人代表者以外の保証人は不要	○	(中小企業庁)取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会	P.54
融資	観光産業等生産性向上資金	観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、観光産業事業者(卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業等)に対して日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。	事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組を図る観光産業等を営む者	■ 資金使途 事業計画を実施するために必要となる設備資金及び運転資金 ■ 貸付機関 株式会社日本政策金融公庫(中小事業、国民事業)、沖縄振興開発金融公庫 ■ 貸付限度額 中小企業事業: 7億2千万円 国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金4,800万円) ■ 貸付利率 基準利率から▲0.4% ただし、中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条に定める過疎地域において、当該計画を実施する場合については、基準利率から▲0.65%	○	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 TEL:098-941-1785	P18 P19 P20

金融(4)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
融資	漁業近代化資金	漁業者等に対して水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国や都道府県が利子補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とした資金。 2号資金 水産物加工施設、水産物販売施設等の改良、造成又は取得に必要な資金 7号資金(海浜等環境活用施設資金)※ 海浜等環境活用施設(釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所)の改良、造成又は取得に必要な資金 ※海浜等環境活用施設については、過疎地域等の地域要件あり	漁業者(個人、法人)、水産加工業者(個人、法人)、漁業生産組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等	■貸付機関 漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫等 ■貸付限度額 ア 20トン以上漁船資金借受者、水産養殖業者(法人)、二以上の複合経営 …3億6千万円 イ 上記以外の生産組合、漁業法人、水産加工業者、個人のうち20トン未満漁船資金借受者、漁船漁業用施設資金借受者、水産養殖業者(個人)…9千万円 ウ 上記以外の個人…1千8百万円 エ 漁家民宿施設資金 …9千万円 オ 漁業協同組合等 …12億円 ■償還期限 ア 2号資金 …15年以内(うち据置期間3年以内)(漁業協同組合等は20年以内(うち据置期間3年以内)) イ 7号資金 …12年以内(うち据置期間2年以内)(漁業協同組合等は15年以内(うち据置期間3年以内))	○	水産庁水産経営課 金融第1班 TEL:03-6744-2345	P.55

金融(5)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
融資	日本政策金融公庫の漁業基盤整備資金	漁港基本施設・漁港に必要不可欠な施設(機能施設)等の漁港施設の整備や種苗放流・魚礁漁場・増殖場造成等の漁場の整備に利用できる資金。 資金の使い途は、次の施設の改良・造成・復旧・取得 ①漁港施設 ○基本施設 ・防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設、泊地等の水域施設 ○機能施設 ・道路、駐車場等の輸送施設 ・給油施設、給電施設等の補給施設 ・陸上養殖施設等の増殖及び養殖用施設 ・荷さばき所、直売所等の漁獲物処理施設 等 ※漁港施設用地(上記施設の敷地)を含む ②その他漁港施設 (漁業集落排水施設、水産員雑用水施設等) ③漁場、水産種苗生産施設、漁場環境保全施設等	①水産業協同組合(漁業生産組合を除く)、5割法人・団体、漁業を営む者 ②水産業協同組合、5割法人・団体、振興法人、アイヌ農林漁業対策事業を共同で行う漁業者	■貸付機関 株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業) ■貸付限度額 借入者の負担額の80%(漁業集落排水施設は借入者負担額の100%) ■償還期限 20年以内(うち据置期間3年以内)	○	水産庁水産経営課 金融第1班 TEL:03-6744-2345 株式会社日本政策金融公庫 各支店(農林水産事業)	P.56

金融(6)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
融資	日本政策金融公庫の水産加工資金	近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るため、水産加工施設の改良、造成、取得等に必要な資金を融資。	水産加工業を営む者、水産業協同組合、中小企業等協同組合	■貸付機関 株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業) ■貸付限度額 負担額の80% ■償還期限 25年以内(据置期間3年以内) (東日本大震災関連はそれぞれ3年延長)	○	水産庁加工流通課加工振興班 TEL:03-6744-2349 株式会社日本政策金融公庫各支店(農林水産事業)	P.57
保証	漁業信用保証保険制度	漁業近代化資金等の融資に伴う保証	漁業者(個人、法人)、水産加工業者(個人、法人)、漁業協同組合、水産加工業協同組合等	■保証機関 :各漁業信用基金協会 ■保証限度額 :各漁業信用基金協会所定 ■保証料率 :各漁業信用基金協会所定	○	水産庁水産経営課金融第2班 TEL:03-6744-2346	P.58

金融(7)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
融資	日本政策金融公庫の農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(水産施設))	漁業者が漁具の取得や養殖施設、水産物処理加工施設等を設置する場合に利用できる資金。 資金の使い途は、次の施設の改良・造成・取得 ①漁具 ②漁場改良造成施設 ③海面養殖施設(養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設、処理加工施設、人工採苗施設、運搬船等) ④漁船漁業用施設(水産物処理加工施設、作業場等) ⑤漁業生産環境施設※(水産廃棄物等処理施設、簡易給水施設、情報連絡施設、体験漁業管理施設、海浜環境活用施設(潮干狩り施設、ダイビング施設等)、野営場等臨海休養施設) ⑥内水面養殖施設(ふ化室、養魚池等) ※漁業生産環境施設については、地域要件あり。	漁業を営む個人又は法人(漁業協同組合を除く)	■貸付機関 株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業) ■貸付限度額 負担額の80%以内又は施設毎に定められた2千万円から限度額無しの額のいずれか低い額(漁業生産環境施設は限度額なしのため、負担額の80%以内) ■償還期限 15年以内(うち据置期間3年以内)	○	水産庁水産経営課 金融第1班 TEL:03-6744-2345 株式会社日本政策金融公庫各支店(農林水産事業)	P.59

金融(8)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
融資	日本政策金融公庫の振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村地域及び過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的・経済的条件に適応した経営の改善又は農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化が実現できるよう、必要な長期低利の資金を総合的、計画的に融資する事を目的とした資金 ○都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業 【水産関連抜粋】 ① 漁具、内水面養殖施設(ふ化室、養魚地等)、海面養殖施設(養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設、処理加工施設、人工採苗施設、運搬船、母貝、核等)、漁船漁業用施設(水産物処理加工施設、作業場等)、漁業生産環境施設(水産廃棄物処理施設、簡易排水施設、漁業近代化施設関連道、駐車施設、漁村環境改善総合センター、漁村広場施設、生活廃棄物処理施設、生活安全保護施設、情報連絡施設、体験漁業管理施設、海浜環境活用施設(潮干狩り施設、ダイビング施設等)、野営場等臨海休養施設、郷土文化保存伝習施設、簡易排水施設)の改良、造成、取得 ② 漁場改良造成施設、漁場環境管理施設、漁場管理強化施設、漁業用通信施設、漁船漁具保全施設、漁船用補給施設、水産物処理加工施設、製氷冷凍施設、水産物共同販売施設、水産倉庫又は水産物運搬施設であって農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成、取得 ③ 地域資源活用施設(農林水産物直売施設、農林水産物処理加工施設又は農山漁村ふれあい体験宿泊施設など)の改良、造成、取得 (④ 総トン数20t未満漁船の改造、建造、取得(漁船用機器の単独取得を含む。)) ※地域要件あり。	農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等	■貸付機関 株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業) ■貸付限度額 (補助事業)負担額の80%以内 (非補助事業)負担額の80%以内又は次のいずれか低い額(一定の要件を満たす場合) ①個人1,300万円(2,600万円) ②法人及び団体5,200万円(6,000万円、1億円、3億円、5億円) ■償還期限 25年以内(うち据置期間8年以内)	○	農林水産省農村振興局地域振興課調査調整班 TEL:03-6744-2498 株式会社日本政策金融公庫各支店(農林水産事業)	P.60

金融(9)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
融資	日本政策金融公庫の中山間地域活性化資金(保健機能増進施設)	土地条件の制約等から総じて農業の生産条件が不利な中山間地域について、その地域の特性を活かした農林漁業の総合的な発展を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用並びに担い手の定住化の促進を図ることを目的とした資金。 中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものの改良・造成・取得。 【水産関連抜粋】 ・釣り場 ・潮干狩場 ・体験漁業施設 ・遊漁船等利用施設 ・漁場観察施設 及びこれに準ずる施設、上記の施設と密接な関連性を有し、かつ付随的施設(便所、更衣室、駐車場、案内所、管理施設、休養施設、体験学習施設、土産物店(主として中山間地域農林畜水産物又はその加工品を扱うものに限る)、食品供給施設(主として中山間地域農林畜水産物又はその加工品を販売し、又は飲食の用に供するものに限る)等) ※地域要件あり。	(1)農林漁業者 (2)農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者 ※中小企業者に限る。	■貸付機関 株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業) ■貸付限度額 負担額の80%以内 ■償還期限 15年以内(うち据置期間3年以内)	○	農林水産省農村振興局地域振興課調査調整班 TEL:03-6744-2498 株式会社日本政策金融公庫各支店(農林水産事業)	P.61

金融(10)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
利子補給	地域再生支援利子補給金	地方創生(地域再生計画)に資する事業を行う民間事業者が、当該事業を実施するうえで必要な資金を指定金融機関から借り入れる場合に、予算の範囲内で、利子補給金を支給する。	民間事業者(個人、法人等) ※指定金融機関経由	利子補給率:最大0.7% 支給期間:5年間	○	内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当 TEL: 03-5510-2473	P.62
利子補給	総合特区支援利子補給金	地方創生(総合特別区域計画)に資する事業を行う民間事業者が、当該事業を実施するうえで必要な資金を指定金融機関から借り入れる場合に、予算の範囲内で、利子補給金を支給する。	民間事業者(個人、法人等) ※指定金融機関経由	利子補給率:最大0.7% 支給期間:5年間	○	内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当 TEL: 03-5510-2473	P.63

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
利子補給	国家戦略特区支援利子補給金	地方創生(区域計画)に資する事業を行う民間事業者が、当該事業を実施するうえで必要な資金を指定金融機関から借り入れる場合に、予算の範囲内で、利子補給金を支給する。	民間事業者(個人、法人等) ※指定金融機関経由	利子補給率:最大0.7% 支給期間:5年間	○	内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当 TEL: 03-5510-2473	P.64

税制については、以下の支援があります。

税制の優遇措置を受けたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
中小企業の設備投資	中小企業投資促進税制	法人税・所得税について30%の特別償却または7%の税額控除を選択適用することが可能。(資本金3,000万円超の法人は税額控除対象外)	青色申告をしている ①常時使用する従業員数1,000人以下の個人 ②資本金又は出資金が1億円以下の法人	160万円以上の機械装置、3.5トン以上の普通貨物自動車、120万円以上の測定工具・検査工具、70万円以上のソフトウェアを取得する場合、法人税・所得税について30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円超の中小法人は控除対象外)が適用。	○	(中小企業庁) 中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ TEL:03-6744-2092	P.65
中小企業の設備投資	中小企業経営強化税制	機械や設備を導入される場合、中小企業等経営強化法に基づき、『経営力向上計画』の認定を受けた上で取得すれば、法人税・所得税について即時償却または10%の税額控除が適用可能。(税額控除は資本金3,000万円超の中小法人の場合7%) さらに、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用。	青色申告をしている ①常時使用する従業員数1,000人以下の法人 ②資本金又は出資金が1億円以下の法人	160万円以上の機械装置、30万円以上の器具備品・工具、60万円以上の建物附属設備、70万円以上のソフトウェアを取得する場合、法人税・所得税について即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超の中小法人は7%)が適用。 生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される1,000万円以上の建物及びその附属設備に限り、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用。	○	(中小企業庁) 中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ TEL:03-6744-2092	P.66

【活動支援】海釣り・マリンレジャー等(1)

海釣り・マリンレジャー等については、以下の支援があります。

海釣り、マリンレジャー、マリンスポーツ等に取り組みたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
海業の事業化に必要な企画・実証、受け入れの環境づくり、ルール	【再掲】 海業振興支援事業	漁港施設等活用事業の活用を促進するため、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等のモデルづくりや、地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。	民間事業者、都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合又は漁業共同組合等が組織する団体等	定額(上限あり)	△ ※1	水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班 TEL:03-3506-7897	P.1
多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の取組	【再掲】 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業	① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 ② 新商品開発・販路開拓の取組 ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組 ④ 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組 ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組 に対する支援	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体 ⑤の取組を行う場合のみコンソーシアムによる実施も可能	①～④の取組 1/2(上限額あり) ⑤の取組 定額(上限額あり)	○	農林水産省農村振興局都市農村交流課 TEL:03-6744-2497	P.15
釣りの安全性向上	遊漁船管理対策推進事業	遊漁船業者等に対し、資源管理、遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会の開催、遊漁者に対し資源管理、遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守等について指導を行う指導員を育成し、釣り大会や釣り教室等のイベントに派遣する活動を支援。	民間団体等	定額	○	水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室 遊漁調整 TEL:03-3502-7768	P.67
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

【活動支援】海釣り・マリンレジャー等(2)

海釣り・マリンレジャー等については、以下の支援があります。

クルージング、釣り等のマリンレジャー振興に取り組みたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
藻場・干潟等沿岸域の保全・再生、地域資源の利活用による好循環の創出	【再掲】 「令和の里海づくり」モデル事業	瀬戸内海をはじめとした閉鎖性海域で行われる里海づくりが、様々な地域課題の同時解決を図りかつ持続可能なものとなるように、これらの里海の多面的機能を生かして地域資源の保全と利活用(ヒト・モノ・資金など)の好循環を生み出すことを目指す。(令和6年度事業)	地方公共団体、協議会、NPO法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体(令和6年度事業)	公募の上、採択事業について請負業務で実施(請負者と採択団体との間で上限400万円として請負契約を締結)(令和6年度事業)		環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室 TEL:03-5521-8317	P.23
「海の駅」へのアクセス、ビジターバス数、周辺観光スポット等の情報発信・広報	マリンレジャー振興拠点「海の駅」への登録	「海の駅」は、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える(船を着けられる・陸に上られる・船に乗れる)港(場)」であり、車で陸から、プレジャーボートで海から、どちらからでもアプローチできるマリンレジャーの振興拠点。登録された「海の駅」について、各種情報発信、広報を実施。「海の駅」の設置要件は、①来訪者が利用できるビジターバス ②海の駅に関する情報提供 ③公衆トイレの設置の3点。	・海の駅ネットワーク(※) ※海の駅や海洋レジャーに関する情報発信、普及啓発を行うことを目的とした任意団体。 事務局:(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会及び(公社)全国漁港漁場協会	○海の駅ネットワークのHP、パンフレットへの掲載等による情報発信・広報 ※施設整備費等への財政的支援はない。		国土交通省 海事局 船舶産業課 舟艇室 TEL:03-5253-8634	P.68
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

飲食・販売・加工については、以下の支援があります。

飲食事業、販売事業、加工品開発、製造に取り組みたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
海業の事業化に必要な企画・実証	【再掲】 海業振興支援事業	漁港施設等活用事業の活用を促進するため、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等のモデルづくりや、地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。	民間事業者、都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合又は漁業共同組合等が組織する団体等	定額(上限あり)	△※1	水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班 TEL:03-3506-7897	P.1
漁村女性や女性漁業者が中心となって取り組む実践活動	浜の活力再生・成長促進交付金(浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業のうち女性活躍のための実践活動支援事業)	漁村女性や女性漁業者が中心に結成されたグループ等が取り組む特産品の加工開発、直売所や食堂の経営等の実践活動を支援。	漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ等	1/2以内		水産庁研究指導課普及育成班 TEL:03-6744-2374	P.69
新商品開発・販路開拓の実施	農山漁村振興交付金(山村活性化支援交付金)のうち山村活性化対策事業	農山漁村の地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う以下の取組を支援。 (1)地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 (2)地域資源活用のための合意形成、組織づくり、人材育成 (3)地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組 ※ 実施地区は振興山村内に限定 ※ 農林水産業に関連する地域資源を活用した商品だけでなくサービス(観光プログラムや地域限定メニューづくり等)にも活用可能	市町村、市町村を構成員に含む地域協議会	定額(上限1千万円×3年間)	○	農林水産省農村振興局地域振興課調査調整班 TEL03-6744-2498	P.70

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

【活動支援】飲食・販売・加工(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の取組	【再掲】 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業	① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 ② 新商品開発・販路開拓の取組 ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組 ④ 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組 ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組 に対する支援。	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体 ⑤の取組を行う場合のみコンソーシアムによる実施も可能	①～④の取組 1/2(上限額あり) ⑤の取組 定額(上限額あり)	○	農林水産省農 村振興局都市 農村交流課 TEL:03-6744- 2497	P.15
廃棄物(食 害魚介類・ 藻類)の利 活用	漁場生産力・水産多 面的機能強化対策 事業	環境・生態系保全活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の有効利用のための技術開発、食材加工又は販路開拓に向けた活動等を支援。	活動組織	定額、1/2相当		水産庁防災漁 村課企画班 TEL:03-3501- 3082	P.71
藻場・干潟 等沿岸域の 保全・再生、 地域資源の 利活用による 好循環の 創出	【再掲】 「令和の里海づくり」 モデル事業	瀬戸内海をはじめとした閉鎖性海域で行われる里海づくりが、様々な地域課題の同時解決を図りかつ持続可能なものとなるように、これらの里海の多面的機能を生かして地域資源の保全と利活用(ヒト・モノ・資金など)の好循環を生み出すことを目指す。(令和6年度事業)	地方公共団体、協議会、NPO法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体(令和6年度事業)	公募の上、採択事業について請負業務で実施(請負者と採択団体との間で上限400万円として請負契約を締結)(令和6年度事業)		環境省水・大 気環境局海洋 環境課海域環 境管理室 TEL:03-5521- 8317	P.23
地方創生に 資する取組 を支援	【再掲】 新しい地方経済・生 活環境創生交付金 (第2世代交付金)ソ フト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創 生推進室／地 方創生推進事 務局 TEL: 03-6257- 1416	P.2 P.3

【活動支援】漁港を利用した増養殖(1)

漁港を利用した増養殖については、以下の支援があります。

漁港及びその周辺で増養殖に取り組みたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
事業性評価及び資材・機材の導入	漁業構造改革総合対策事業のうちマーケットイン型養殖業等実証事業	需要に応じた養殖業を推進するマーケットイン型養殖業への転換に際し、 ① 需要に応じた養殖経営体に改善していくため、作成した養殖業改善計画の事業性評価 ② 認定された養殖業改善計画に基づき、需要に応じた養殖生産に資する資材・機材の導入を養殖経営体・グループに支援する。	養殖経営体 ※新規参入の場合は不可	【補助率】 ①外部評価費支援:定額 ②資材・機材の導入費支援:1/2(上限5,000万円)	○	水産庁栽培養殖課 TEL:03-6744-2383	P.72
養殖に関する技術開発	漁業構造改革総合対策事業のうち養殖業成長産業化提案公募型実証事業	需要に応じた適正な養殖業(マーケットイン型養殖業)の実現に貢献する技術開発であると認定された養殖業技術開発計画に基づく技術開発・実証を行うための経費を支援する。 以下の6つのテーマに関連する取組が対象。 (1)生産物の品質保持・管理 (2)漁場環境モニタリング (3)スマート水産業 (4)新魚種・新養殖システム (5)魚病関連対策 (6)配合飼料等の水産資材の研究開発	地方公共団体、研究機関、学校法人、協同組合、民間企業・団体、養殖経営体 等	・補助率1/2(上限5,000万円)	○	水産庁栽培養殖課 TEL:03-6744-2383	P.73
収益性向上の実証	漁業構造改革総合対策事業のうち先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業	養殖業の成長産業化に向けて、大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取組を支援。 ① 養殖業者や漁業協同組合、流通・加工業者、養殖用餌製造業者、行政等が一体となって地域の養殖業の改革計画を策定 ② 漁業協同組合等が改革計画に基づいて行う収益性向上等の実証事業を支援する。	漁業協同組合 等 ※新規参入の場合は不可	・実証事業に必要な事業費(償却費、人件費、餌代、種苗代等養殖生産に必要な経費)を全額支援 ・事業費のうち4/5相当額は事業終了後、養殖生産物の販売代金で返還	○	水産庁栽培養殖課 TEL:03-6744-2383	P.74

【活動支援】漁港を利用した増養殖(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者 連絡先	別冊掲載ページ
水域・陸域の有効利用等の調査	【再掲】 広域浜プラン緊急対策事業のうち広域浜プラン実証調査事業	広域浜プランに基づく機能統合・再編による漁協の経営・事業改善に向けた取組等を促進するために必要となる、漁港内の水域・陸域の有効利用や漁港機能の高度化を図るための調査等を支援。	広域水産業再生委員会	定額		水産庁防災漁村課 推進班 TEL:03-6744-2392	P.7
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

渚泊・体験等については、以下の支援があります。

渚泊や体験活動等に取り組みたい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
海業の事業化に必要な企画・実証	【再掲】 海業振興支援事業	漁港施設等活用事業の活用を促進するため、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等のモデルづくりや、地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。	民間事業者、都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合又は漁業共同組合等が組織する団体等	定額(上限あり)	△ ※1	水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班 TEL:03-3506-7897	P.1
体制の構築 観光コンテンツの磨き上げ等	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型【農泊推進事業(農泊地域創出タイプ)】)	農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費(ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニューの開発等)を支援。	地域協議会等	定額(上限500万円/年)		農林水産省農村振興局都市農村交流課農泊推進室 TEL:03-3502-0030	P.75
体制の構築 観光コンテンツの磨き上げ等	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型【農泊推進事業(農泊地域経営強化タイプ)】)	地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト節減等により高付加価値化を目指す新たな取組に要する経費(ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム、簡易な施設整備等)を支援	地域協議会	定額(上限:事業実施主体当たり助成単価(単年度当たり250万円まで)×上限期間)		農林水産省農村振興局都市農村交流課農泊推進室 TEL:03-3502-0030	P.75

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

【活動支援】渚泊・体験等(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
子供の農山漁村体験推進	子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を目的として、取組を推進。	都道府県、市町村	特別交付税措置 ※措置率0.5		総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 TEL:03-5253-5394	P.76
人材の雇用等	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型【人材活用事業(研修生タイプ)】) ※農泊推進事業と併せて行う	地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材(研修生)の雇用等に要する経費を支援。	農泊推進事業を実施している者 (専門家タイプとの同時実施は不可)	定額(上限250万円/年等)		農林水産省農村振興局都市農村交流課農泊推進室 TEL:03-3502-0030	P.75
人材の雇用等	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型【人材活用事業(専門家タイプ)】) ※農泊推進事業と併せて行う	地域内に無い専門知識を持つ人材(専門家)の雇用等に要する経費を支援。	農泊推進事業を実施している者 (研修生タイプとの同時実施は不可)	定額(上限650万円/年等)		農林水産省農村振興局都市農村交流課農泊推進室 TEL:03-3502-0030	P.75
都市住民と地域のマッチング等	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に向けて、全国フォーラムや現地研修会の開催、過年度モデル事業による中長期的な効果の発現状況の調査等を実施し、民間事業者や地方公共団体への普及啓発を図るとともに、官民間の意見交換やマッチングを促進する。また、関係人口がデジタル技術も併用しながら地域と連携しつつ地域資源を活かして地域に付加価値を創出する姿を目指し、都市部住民と地域との中間支援を行う民間事業者等による取組の自走化を支援する	民間事業者	委託 補助金(定額)	○	内閣府地方創生推進室 TEL: 03-5510-2457	P.77

【活動支援】渚泊・体験等(3)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
人材育成、普及啓発等	地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)	地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援。	実行委員会等	定額(補助対象経費の85%が上限)		文化庁参事官 (生活文化創造担当) TEL: 075-451-9576	P.78
離島観光推進	離島活性化交付金	離島振興対策実施地域における地域情報の発信や交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進等の取組を支援する。	都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体	都道府県、市町村、一部事務組合:1/2以内 民間団体:1/3以内		国土交通省国土政策局離島振興課 TEL:03-5253-8421	P.79
児童生徒の体験活動	健全育成のための体験活動推進事業	自然に関わる体験活動や、学校教育における農山漁村体験活動等の導入のための取組等、児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援。	都道府県、市町村(特別区及び市町村の組合を含む。)	1/3以内		文部科学省初等中等教育局 児童生徒課生徒指導第二係 TEL:03-5253-4111(内線3289)	P.80

【活動支援】渚泊・体験等(4)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
子供たちのための体験活動推進事業	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。	青少年教育団体等	委託	△※1	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 青少年教育室事業係 TEL:03-5253-4111(内線2056)	P.81
子供の体験活動	「子どもゆめ基金」助成事業 (独立行政法人国立青少年教育振興機構)	子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が実施する様々な体験活動に対し助成を行う。	社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体	定額	△※1	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 青少年教育室施設係 TEL:03-5253-4111(内線2650)	P.82
体験型の魚食に関する出前・課外授業の開催	持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち持続可能な水産物の消費拡大推進事業のうち出前授業等支援事業	消費者等の水産物や魚食に関する理解・関心を高めるため、民間団体が行う体験型の出前授業・課外授業等の魚食普及活動の取組に対し、経費の一部を助成。	民間団体(民間企業、一般社団法人、魚食普及活動を行う協議会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等)。個人は除く。	1/2以内	○	水産庁加工流通課認証推進班 TEL:03-6744-2350	P.83
地方創生に資する取組を支援	【再掲】新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)ソフト事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

【施設整備】海釣り、マリンレジャー等(1)

海釣り・マリンレジャー等については、以下の支援があります。

漁港に釣りやプレジャーボート等の受入施設を整備したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
海釣り、潮干狩り、磯遊び等の施設整備	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち定住促進・交流対策型	釣り、潮干狩り、磯遊びの施設、自然観察のための遊歩道、海中公園、海中のライトアップ用の固定照明施設等及びこれらの附帯施設の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△※1	農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班 TEL:03-3501-0814	P.84
プレジャーボート等に関する施設整備	【再掲】 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち定住促進・交流対策型	遊漁、ダイビング等地域資源を活用した地域活性化の取組に利用される係留施設、休憩所、機材保管庫、観察用の海中林、増殖施設、漁業との調整用の魚礁等及びこれらの付帯施設の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△※1	農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班 TEL:03-3501-0814	P.85

※1（民間企業も活用可能（個人での活用は不可））

【施設整備】海釣り、マリンレジャー等(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
プレジャーボート等に関する施設整備	【再掲】 漁港機能増進事業	漁港の有効活用のため、漁船と漁船以外の船舶の利用を区分するための係留施設の整備、岸壁等への係船柱・防舷材等の整備、漁業者と来訪者の利用を区分するための出入管理設備、看板の設置等を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班(機能増進T) TEL:03-3502-8491	P.8
プレジャーボート等に関する施設整備	【再掲】 浜の活力再生・成長促進交付金(海業推進事業)	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、放置艇を適切に収容するために必要な簡易な係留施設、陸上保管・上架施設、突堤等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が 出資する法人、水産業協同組合、農 林漁業者が組織する団体等	1/2等		水産庁計画・海業政策課 環境整備班 TEL:03-6744-2387	P.69
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)拠点整備事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

【施設整備】海釣り、マリンレジャー等(3)

漁村への交通手段を確保したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
定期船等の離発着施設の整備	【再掲】 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち定住促進・交流対策型	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(休憩所、便所等)、浮桟橋、乗降設備、利便設備等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△ ※1	農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班 TEL:03-3501-0814	P.84
定期船等の離発着施設の整備	【再掲】 浜の活力再生・成長促進交付金(海業推進事業)	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(休憩所、便所等)、浮桟橋、乗降設備、利便設備等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等		水産庁計画・海業政策課環境整備班 TEL:03-6744-2387	P.69
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)拠点整備事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

飲食・販売・加工については、以下の支援があります。

飲食事業、販売事業、加工品開発・製造のための施設を整備したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者 連絡先	別冊掲載ページ
直販施設等の整備	【再掲】 浜の活力再生・成長促進 交付金(海業推進事業)	加工作業所、地域水産物普及施設(加工品や郷土料理の展示及び販売提供等)、漁業体験施設等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等		水産庁計画・海業政策課 環境整備班 TEL:03-6744-2387	P.69
直販施設等の整備	【再掲】 水産業競争力強化緊急 施設整備事業	加工作業所、地域水産物普及施設(加工品や郷土料理の展示及び販売提供等)、漁業体験施設等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設の整備を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画・海業政策課 環境整備班 TEL:03-6744-2387	P.7

【施設整備】飲食・販売・加工(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
直販施設等の整備	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策)のうち定住促進・交流対策型及び産業支援型	多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△ ※1	(定住促進対策型、交流対策型)農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班 TEL:03-3501-0814 (産業支援型)農林水産省農村振興局都市農村交流課地域資源活用推進班 TEL:03-6744-2497	P.84
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)拠点整備事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

【施設整備】漁港を利用した増養殖(1)

漁港を利用した増養殖については、以下の支援があります。

漁港の水域で増養殖環境を整備したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者 連絡先	別冊掲載ページ
漁港施設の改良等	水産物供給基盤機能保全事業	ストック効果の最大化に向け、漁港の機能分担・有効活用を推進するため、漁港施設の改良、補修等を支援。	都道府県、市町村	1/2等		水産庁事業課 企画班 TEL:03-6744-2390	P.12
漁港施設の改良等	【再掲】 漁港機能増進事業	省力化・軽労化・就労環境改善のための漁港施設近隣の増養殖場への整備、漁港の有効活用のための漁港区域内の魚礁・増養殖場等の整備を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班(機能増進T) TEL:03-3502-8491	P.8
用水・排水施設等の整備	【再掲】 漁港機能増進事業	漁港の有効活用促進のため、陸上養殖に必要な用水・排水施設、水産種苗生産施設、養殖用作業施設等の整備を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画・海業政策課 海業・利用調整班(機能増進T) TEL:03-3502-8491	P.8

【施設整備】漁港を利用した増養殖(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)拠点整備事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

【施設整備】漁港を利用した増養殖(3)

漁港周辺で陸上養殖・種苗生産の施設を整備したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
種苗生産施設の整備	水産基盤整備事業	水産生物の生活史に対応した環境整備による水産資源の増大や戦略的養殖品目の生産量の増大のための種苗生産施設の整備を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合	1/2等		水産庁計画・海業政策課計画班 TEL:03-6744-2387	P.12
種苗生産施設及び養殖施設の整備	【再掲】 浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等の取組を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	・補助率1/2等 ・受益者数5以上(放流用種苗生産施設は除く) ・個人での活用は不可		水産庁裁培養殖課 TEL:03-3502-0895	P.69
種苗生産施設及び養殖施設の整備	【再掲】 水産業競争力強化緊急施設整備事業	競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備等を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	・補助率1/2等 ・受益者数25以上(養殖施設は5名以上) ・個人での活用は不可		水産庁裁培養殖課 TEL:03-3502-0895	P.7

【施設整備】漁港を利用した増養殖(4)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者 連絡先	別冊掲載ページ
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)拠点整備事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3

【施設整備】渚泊・体験等(1)

渚泊・体験等については、以下の支援があります。

宿泊施設や体験施設を整備したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
滞在施設、野営場等の整備	【再掲】 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出 対策)のうち定住促進・交 流対策型	都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する 理解を深めるために必要な滞在施設、野営場 等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共 団体が出資する法人、水産 業協同組合、農林漁業者が 組織する団体等	1/2等	△ ※1	農林水産省農 村振興局地域 整備課活性化 支援班 TEL:03-3501- 0814	P.84
体験学習の ための船舶、 漁具保管庫 等の整備	【再掲】 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出 対策)のうち定住促進・交 流対策型	自然環境豊かな漁村において、水産業等の体 験学習を行うための漁業体験用船舶、漁具保 管庫等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共 団体が出資する法人、水産 業協同組合、農林漁業者が 組織する団体等	1/2等	△ ※1	農林水産省農 村振興局地域 整備課活性化 支援班 TEL:03-3501- 0814	P.84

※1 (民間企業も活用可能(個人での活用は不可))

【施設整備】渚泊・体験等(2)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
滞在施設等の整備	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型【市町村・中核法人実施型】)	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストランの整備に要する経費	市町村、農泊の中核を担う法人等 (農家民泊経営者等実施型を実施していないこと)	1/2(上限:2,500万円※) 古民家等の遊休施設を活用した施設整備で一定の要件を満たす場合は、上限5,000万円※ 市町村所有の廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設整備で一定の要件を満たす場合は、上限1億円※ ※中山間地域等を含む地域において、地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として農泊施設を活用する場合、上限200万円を加算		農林水産省農村振興局都市農村交流課農泊推進室 TEL:03-3502-0030	P.75
滞在施設等の整備	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型【農家民泊経営者等実施型】)	農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修(ア:旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備、イ:宿泊施設の質の向上のために必要な整備、ウ:地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用するために必要な整備)に要する経費	地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体 (市町村・中核法人実施型を実施していないこと)	1/2(上限:1地域あたり5,000万円かつ1経営者あたり1,000万円※) ※中山間地域等を含む地域において、地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として農泊施設を活用する場合、上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算		農林水産省農村振興局都市農村交流課農泊推進室 TEL:03-3502-0030	P.75
農家民宿への転換	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型【農家民宿転換促進費】)	農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するために要する経費。	地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体 (農家民泊経営者等実施型を行う場合のみ)	定額(上限:100万円)		農林水産省農村振興局都市農村交流課農泊推進室 TEL:03-3502-0030	P.75

【施設整備】渚泊・体験等(3)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
廃校、廃屋等の改修・移設等	【再掲】 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち定住促進・交流対策型	都市と漁村の交流施設等として活用する廃校、廃屋、自治体所有の公民館及び幼稚園等の改修・移設等を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△ ※1	農林水産省農 村振興局地域 整備課活性化 支援班 TEL:03-3501- 0814	P.84
空き家の活用等	空き家対策総合支援事業	空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援。	地方公共団体、民間事業者等	1/2、1/3、2/5 等	○	国土交通省住 宅局住宅総合 整備課住環境 整備室 TEL:03-5253- 8508	P.85
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)拠点整備事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創 生推進室／地 方創生推進事 務局 TEL: 03-6257- 1416	P.2 P.3

※ 1 （民間企業も活用可能（個人での活用は不可））

漁村の伝統文化、景観に関する施設を整備したい。

支援内容と対応事業

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
文化財展示を含む総合交流施設の整備	【再掲】 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち定住促進・交流対策型	地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能等の多様な機能を併せ持つ総合交流施設等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△※1	農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班 TEL:03-3501-0814	P.84
伝統文化、景観に関する施設の整備	【再掲】 浜の活力再生・成長促進交付金（海業推進事業）	漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を通じて、交流による地域活性化を図ることを目的として、漁村の町並み（石畳、照明、植栽、東屋、遊歩道等）、歴史的構造物及び歴史・文化伝承施設の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等		水産庁計画・海業政策課環境整備班 TEL:03-6744-2387	P.69
伝統文化、景観に関する施設の整備	【再掲】 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち定住促進・交流対策型	漁業・漁村の理解促進に資する伝統文化の学習、自然観察等を行うための施設及びこれらの附帯施設の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△※1	農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班 TEL:03-3501-0814	P.84

※1（民間企業も活用可能（個人での活用は不可））

【施設整備】渚泊・体験等(5)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
伝統文化、景観に関する施設の整備	【再掲】 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち定住促進・交流対策型	地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等を支援。 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△ ※1	農林水産省農 村振興局地域 整備課活性化 支援班 TEL:03-3501- 0814	P.84
案内看板等の設置	【再掲】 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち定住促進・交流対策型	漁村における名所、旧跡等の案内看板等及び海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設の整備を支援	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△ ※1	農林水産省農 村振興局地域 整備課活性化 支援班 TEL:03-3501- 0814	P.84

※1（民間企業も活用可能（個人での活用は不可））

【施設整備】渚泊・体験等(6)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先	別冊掲載ページ
文化資源の活用	日本遺産活性化推進事業	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用するとともに、国内外に戦略的に発信する。	日本遺産を通じた地域活性化のための取組を行う協議会 観光地域づくり法人(DMO)等	定額(上限1500万円)等		文化庁参事官 (文化拠点担当) TEL:03-6734-4909	P.86
文化資源の活用	文化資源の体験・体感による高度観光拠点の整備・充実事業	文化の体験・体感の場をわが国に広く整備する観点から、日本遺産等の文化遺産の磨き上げを支援する。	地方公共団体、協議会、観光地域づくり法人(DMO)、日本遺産の構成文化財の所有者等	補助率1/2等		文化庁参事官 (文化拠点担当) TEL:03-6734-4912	P.87
地方創生に資する取組を支援	【再掲】 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)拠点整備事業	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 ※他施策で実施が可能な内容は支援の対象外とする。	地方公共団体	1/2		内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416	P.2 P.3